

# 公益財団法人 埼玉県剣道連盟

## 表彰等細則【抜粋】

### 第1章 表彰

(表彰の基準)

第2条 表彰は、団体及び個人を対象とし、それぞれ次に該当するものとする。

#### 2 団体表彰

組織及び運営が充実し、かつ発展向上が顕著で他の模範となる加盟団体であること。

#### 3 個人表彰

(1) 長期(20年以上)にわたり、本県剣道発展のために貢献し、その功績顕著な者のうち年齢70歳以上の者。

(2) 会員以外で、長期にわたり、本県剣道の普及発展に貢献し、その功労顕著な者。

(3) 全国規模の大会において、3位以内に入賞した者。

ただし、全日本少年少女武道(剣道)錬成大会「優秀賞」受賞者は対象とする。

### 第2章 功労一時金

(功労一時金の基準)

第4条 功労一時金は教士七段以上で、長期(20年以上)にわたり本県剣道の発展のために貢献した者で、11月1日に78歳に達した者に贈るものとする。